

◇特定業務一覧 〈労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務〉

特 定 業 務 一 覧	特定業務健診と共に実施 する必要がある特殊健診
①多量の高温物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務	
②多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務	
③ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務	電離放射線健診
④土石、獣毛等のじんあいまたは粉末を著しく飛散する場所における業務	じん肺健診
⑤異常気圧下における業務	
⑥さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しく振動を与える業務	(振動病健診)
⑦重量物の取り扱い等重激な業務	
⑧ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	(騒音健診)
⑨坑内における業務	
⑩深夜業を含む業務	
⑪水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、 <u>塩酸、硝酸、硫酸</u> 、青酸、苛性アルカリ、石炭その他これらに準ずる有害物質を取り扱う業務	下線の有害物質については、 特定化学物質健診を。
⑫鉛、 <u>水銀、クロム</u> 、砒素、黄りん、 <u>弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素</u> 、青酸、 <u>ベンゼン</u> 、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	下線の有害物質については、 特定化学物質健診を。 <u>二重下線の物質は有機溶剤健診を。</u>
⑬病原体によって汚染のおそれが著しい業務	
⑭その他厚生労働大臣定める業務	

注) () 内の健診は、行政指導の健診です。事業主の方の努力義務によって行うものです。